

人権デューデリジェンス 2023 年度実施状況について

世界の様々な地域で多岐に渡る事業活動を展開する伊藤忠グループ(以下、当社グループ)にとって、グローバル規模での人権の尊重・配慮は重要課題です。2023 年度は、G3 Good Governance Group (以下 G3) の協力を得て、木材製品・チップ・パルプ・天然ゴムなどを取扱う住生活カンパニーを対象に、ステークホルダーの人権に実際又は潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある商品を選定の上、人権デューデリジェンス(以下、「人権 DD」)を実施しました。

■人権 DD 実施概要

◇実施手順：

- ① 各種文献調査や営業部署へのインタビュー調査等をベースに、住生活カンパニーの事業活動において、ステークホルダーの人権に実際又は潜在的に負の影響を及ぼす可能性がある商材、及びその商材の調達国を把握し、優先的に調査すべきサプライヤーを選定。(第 1 スクリーニング)
- ② 第 1 スクリーニングで選定したサプライヤーへのアンケート調査を実施。アンケート調査回答、及び G3 による追加調査結果をもとに、人権リスクの具体的な状況について確認が望まれるサプライヤーを、より詳細な調査を行うべきエンゲージメント対象として選定。(第 2 スクリーニング)
- ③ エンゲージメント対象先の現地訪問・ヒアリング調査を実施。
- ④ 上記調査結果をもとに、調査対象に関する人権リスクの現状を把握し、今後の対応方針を協議。

◇実施範囲：

対象	指標・社数
調査対象とした人権リスク指標 (注 1)	児童労働、強制労働、安全で健康な職場環境、結社の自由と団体交渉権、差別、懲罰、労働時間、報酬、地域社会・住民への影響
対象商品	木材製品、チップ、パルプ、天然ゴム
アンケート対象先の選定基準	取引額、所在国
アンケート調査	64 社 (注 2)
コンサルによる追加調査	31 社
現地訪問・ヒアリング	3 社

(注 1) Social Accountability International による労働環境評価 規格 SA8000 並びに労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の労働基準等の国際スタンダードが要求している事項から、人権リスクに直結している要素を抽出。太字 5 つの人権リスク指標は、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言の中核的労働基準。

(注 2) 取引額ベースで対象商材サプライヤーの 70%、天然ゴムは 60%をカバー。

■現地訪問・ヒアリング調査事項

対応事項	内容
ブリーフィング	監査の意図の説明、進行スケジュール確認、提出書類確認
経営者インタビュー	経営視点でのオペレーション状況確認
工場監査	衛生と安全状況の確認
従業員インタビュー	異なる職種・性別の従業員に複数名ヒアリング
まとめ	主要な判明事項についてフィードバック



(経営者インタビュー)



(工場監査)



(従業員インタビュー)

■ 調査実施状況ならびに把握した課題

- 本人権 DD において、人権侵害や安全・人への健康影響が既に発生している、あるいは顕在化が直ちに懸念される人権課題として特定された事項はありませんでした。
- 一方、今後、人権課題となる可能性のある発見事項（対応・モニタリングが推奨されるレベル）として下記がありました：
 - (1) 労働安全
現地の消防法に抵触していないものの、火災感知器の設置、防災報知器の増設、消火器の分散設置、ガソリンの取扱マニュアル作成の対応。
 - (2) 従業員住居環境・工場における健康・衛生
現地法には抵触していないが、国際規範での要求基準を鑑み、社員寮・共用部設備の充実、プライバシー確保、騒音対応、工場トイレのプライバシー確保と定期的な清掃・メンテナンス強化。
 - (3) 匿名通報システムと設置・周知
ハラスメント事案などは確認されなかったが、仮に起きた場合に備えた匿名通報システムの設置、既存通報システムの従業員への周知。

■ 今後の対応方針

当社グループでは、今後も人権課題を早期に特定し、真摯に対処・対応すべく、上記の人権 DD 実施先を、サプライチェーン・サステナビリティ調査の実施対象先に含めます。そして、定期的にサステナビリティ関連の対話の機会を設け、サプライヤーと協力し、継続的な対話を通じてサプライヤー毎に適正な人権課題への対処を促します。また、今後も定期的に人権 DD プロセスに則った取組みと改善を継続することにより、人権への実際または潜在的な負の影響の防止・軽減・救済を行い、サプライヤーを含む関係企業と共に人権尊重の取組を実施・強化することで、強靱なバリューチェーンの構築と持続的成長を目指します。

以上